

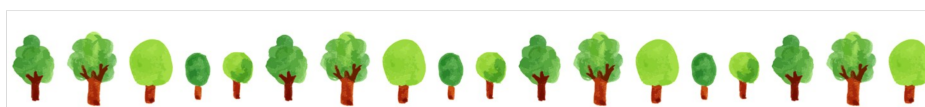


ひとり親家庭サービスのしおり



武蔵野市子ども家庭部 子ども子育て支援課
子ども家庭支援センター ひとり親支援担当

Tel : 0422-60-1850



もくじ

1. ひとり親家庭とは……………	2
2. 担当課一覧……………	3
3. 離婚にまつわる相談……………	4
4. 配偶者等からの暴力被害についての相談……………	6
5. 子育てについての相談……………	8
6. 18歳までの子どもの手当について ……	8
7. ひとり親家庭の手当・助成制度について……………	9
8. 児童扶養手当受給者の優遇制度……………	12
9. 子どもの保育・預け先について……………	13
10. 子どもの学習支援……………	17
11. 子どもの学費のこと～免除・減額・給付など～……………	19
12. 子どもの学費のこと～貸付～……………	22
13. お金の困りごと～貸付～……………	25
14. 住まいのこと……………	28
15. 仕事のこと……………	29
16. 外国にルーツがある方への支援……………	34
17. その他 情報サイト ……	36



本文中の表記について

- 印…ひとり親支援担当窓口
- 印…その他の窓口



1. ひとり親家庭とは

ひとり親家庭等とは、次のいずれかに該当する方が20歳未満のお子さんを扶養している家庭をいいます。

- ❖ 配偶者が死亡した方
- ❖ 配偶者と離婚した方
- ❖ 配偶者の生死が明らかでない方
- ❖ 配偶者から遺棄されている方
- ❖ 配偶者からの暴力により、保護命令が発令されている方
- ❖ 配偶者が長期間海外にいるか、または拘禁されているため、その扶養を受けられない方
- ❖ 配偶者が精神または身体の障害により、長期間働くことができない方
- ❖ 結婚によらないで母、または父になった方

なお、次のいずれかに該当する方をひとり親家庭と同じ取扱いとする一部のサービスもあります。

- ★ 離婚の協議または離婚の訴えの提起をし、かつ、現に配偶者と別居している方
- ★ 配偶者からの暴力を受けた方であって、現に配偶者と別居している方

詳細は、それぞれの担当にお問い合わせをお願いします。

2. 担当課一覧

市外局番 0422

No	課など	係	電話番号	場所
①	子ども子育て支援課	手当医療係	60-1963	南棟3階
②	子ども家庭支援センター	ひとり親支援担当	60-1850	
③		子ども家庭相談担当	60-1850	
④		地域子育て支援担当	60-1239	
⑤	子ども育成課	保育コンシェルジュ	60-1843	
⑥		管理担当	60-1843	
⑦	児童青少年課	学童・地域子ども館担当	60-1985	
⑧		青少年活動担当	60-1853	
⑨	生活福祉課	生活相談係	60-1254	東棟2階
⑩	市民活動推進課	市民相談係	60-1829	西棟7階
⑪		男女平等推進センター	37-3410	※市民会館
⑫	教育支援課	学務係	60-1900	南棟5階
⑬	住宅対策課	公営住宅等担当	60-1905	東棟4階

※市民会館は令和8年4月～令和9年3月末まで改修工事に伴い休館中
(休館中は市庁舎東棟6階603会議室に仮事務所を設置しています)

3. 離婚にまつわる相談

	内容	問い合わせ先
法律相談	○ 法律相談 ・弁護士が相談に応じます ・相談時間 20分	市民活動推進課市民相談係➡⑩ ☎0422-60-1921 〔予約制、来所・オンライン〕 月・水・金 午前10時～午後4時 （祝日・年末年始除く）
	○ 女性法律相談 ・離婚や養育などの法律的な対応について、女性の弁護士が相談に応じます ・相談時間 30分	武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい➡⑪ ☎0422-37-3410 〔予約制、来所〕 第1土曜 午前9時30分～正午 （年末年始除く）
	○ 離婚前後の法律相談 ・離婚前後の親権、婚姻費用、財産分与、養育費、親子交流などについて弁護士が相談に応じます ・相談時間 1時間程度 （はあと・はあと多摩あわせておひとり3回まで相談可）	はあと多摩 （東京都ひとり親家庭支援センター） ☎042-506-1182 〔予約制、来所・電話・オンライン〕 《受付》 月・水・木・土・日・祝 午前9時～午後5時30分 火・金 午前9時～午後7時30分
	○ 法的トラブルについて ・お問い合わせ内容に応じて専門オペレーターが法制度や相談機関・団体等を紹介します	法テラス（日本司法支援センター） ☎0570-078374 （法テラスサポートダイヤル） ☎0120-079714 （犯罪被害者支援ダイヤル） 月～金 午前9時～午後9時 土 午前9時～午後5時 （祝日・年末年始除く）

	内容	問い合わせ先
養育費・親子交流・その他	○ 養育費・親子交流 ・手続きについての相談を受け付けています（法律相談ではありません）	養育費・親子交流相談支援センター ☎03-3980-4108 ☎0120-965-419 info@youikuhi.or.jp 〔電話・メール〕 月～金（水を除く） 午前10時～午後8時 水 正午～午後10時 土・祝日 午前10時～午後6時
	○ 養育費相談、生活相談、親子交流支援 ・養育費相談は「養育費専門相談」も行っています（予約制）	はあと多摩（東京都ひとり親家庭支援センター） ☎042-506-1182 〔来所・電話・オンライン〕 《受付》 月・水・木・土・日・祝 午前9時～午後5時30分 火・金 午前9時～午後7時30分
	○ 公正証書を作成 ・法律相談はありません	武蔵野公証役場 ☎0422-22-6606〔予約制〕 月～金 午前9時～正午、午後1時～午後5時 （受付は午後4時まで 祝日・年末年始除く）
	○ 女性総合相談 ・女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員がお話を伺い解決に向けて一緒に考えます。 ・相談時間 50分	武蔵野市立男女平等推進センター ヒューマンあい➡⑪ ☎0422-37-3410 〔予約制、来所・電話・オンライン〕 第1土曜 午後1時～午後3時50分 第2金曜 午後6時～午後7時50分 第3月曜 午後2時～午後3時50分 （オンライン相談のみ） 第4火曜 午前9時～午前11時50分 （年末年始除く）
	○ 家事手続案内 ・夫婦関係やお子さんのことなど話し合いがまとまらない場合、調停手続等が利用できます	東京家庭裁判所立川支部 ☎042-845-0317 ※開庁時間はお問合せください。

4. 配偶者等からの暴力被害についての相談

○ 武蔵野市役所（武蔵野市DV専門相談）

パートナーからの身体的暴力だけではなく、精神的、経済的、性的暴力等の相談も受け付けています。電話で「DV相談希望」と言っていただくと、専門相談員につながります。

☎ 0422-51-5131（代表）
月～金 午前9時～午後5時〔予約制、来所・電話〕
（祝日・年末年始除く）

○ 東京ウィメンズプラザ

配偶者暴力（DV）・交際相手暴力（デートDV）で悩んでいる方の相談をお受けします。必要に応じて、面接相談（予約制）も行います。まずはお電話ください。

☎ 03-5467-1721（DV専用ダイヤル）
毎日 午前9時～午後9時（年末年始を除く）

○ 東京都女性相談支援センター多摩支所

女性からのさまざまな相談に応じています。同時に、配偶者からの暴力（DV）で悩んでいる人のための配偶者暴力相談支援センターでもあります。緊急の保護や自立のために支援が必要な女性の相談を受けています。

☎ 042-522-4232
月～金 午前9時～午後4時（祝日・年末年始除く）
※午後4時以降および土日・祝日・年末年始は東京都女性相談支援センター（☎ 03-5261-3110）へおかけください。

○ 東京三弁護士会多摩支部（DV専門法律相談）

配偶者等の暴力の問題についての専門相談窓口です。
電話で申し込みをいただいた後、相談担当弁護士を決めてお知らせします。相談場所、相談日時を相談担当弁護士と直接決めていただく方式の法律相談です。初回相談は無料、継続相談は30分5,500円（税込）

☎ 042-548-1190
月～金 午前9時30分～正午、午後1時～4時30分
（祝日、年末年始を除く）

○ 武蔵野警察署（生活安全課）

暴力の防止、被害者の保護、暴力による被害の発生を防ぐための措置、加害者の検挙、指導・警告など、事案に応じた適切な対応をします。

〒180-0006
東京都武蔵野市中町2丁目1番2
☎0422-55-0110（代表）（24時間受付）

○ 警視庁総合相談センター

相談内容に応じて相談窓口等をご案内します。

☎ #9110 または 03-3501-0110
・緊急の場合は110番してください。

○ DV相談+（プラス）

あなたが配偶者やパートナーから受けている様々な暴力（DV）について、専門の相談員と一緒に考えます。

☎0120-279-889（24時間受付）
・チャット相談（正午～午後10時受付）
※チャット相談は10か国語で対応

チャット相談



○ LINE相談 ささえるライン@東京

DV、デートDV被害に関する相談をLINEでお受けします。

年末年始、7月第3日曜を除く毎日、
午後2時～午後8時

※混雑時や実施時間外など、相談ができない場合には、
各種相談窓口を自動応答によりご案内します。

LINE友だち追加



5. 子育てについての相談

○ 子育ての悩みなどに関する相談全般

➡③子ども家庭支援センター子ども家庭相談担当

6. 18歳までの子どもの手当について

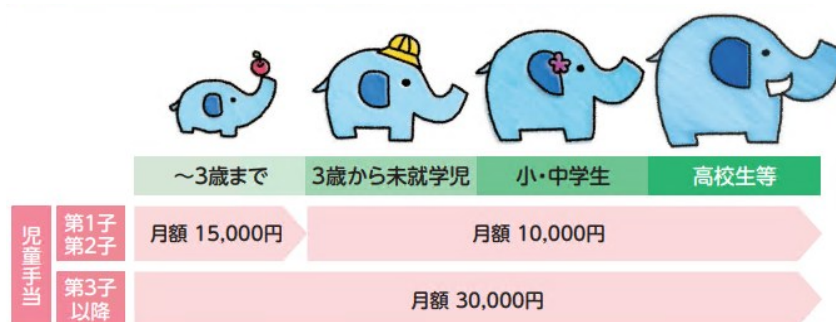
○ 児童手当

➡①子ども子育て支援課手当医療係

18歳年度末までの児童の保護者を対象に支給する手当です。

※離婚協議中の場合は受給者を切替えることができます。

【支給額】



○ 子どもの医療費助成制度 (㊟医療証・㊤医療証・㊦医療証)

➡①子ども子育て支援課手当医療係

18歳年度末までの子どもが病院等で診療を受けた医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

○ 東京都の子供・子育て支援 018サポート

→東京都018サポート給付金コールセンター ☎ 0120-056-018

【対象】 都内在住の0歳から18歳までの子供

【支給月額】 5,000円（年間最大60,000円）

7. ひとり親家庭の手当・助成制度について



→①子ども子育て支援課手当医療係

○ 児童扶養手当

→①子ども子育て支援課手当医療係
※優遇制度はP.12

【支給対象】

18歳年度末までの児童（一定の障害を有する場合は20歳未満）がいるひとり親家庭等の父、母または養育者（所得制限あり）。

【支給月額】

		全部支給	一部支給
手 当	1人目	48,050円	48,040円～11,340円
	2人目～	1人につき11,350円加算	11,340円～5,680円加算

（令和8年4月1日現在）

○ 児童育成手当

→①子ども子育て支援課手当医療係

【支給対象】

18歳年度末までの児童がいるひとり親家庭等の父、母または養育者（所得制限あり）。

【支給月額】

児童1人につき13,500円（令和8年4月1日現在）

○ ひとり親家庭等医療費助成制度（**親**医療証）

➡**①**子ども子育て支援課手当医療係

【支給対象】

18歳年度末までの児童（一定の障害を有する場合は20歳未満）がいるひとり親家庭等の父、母または養育者と児童（所得制限あり）。

【助成内容】 ※病院等で診療を受けた医療費のうち、保険診療の自己負担分を助成

- ・住民税非課税世帯：自己負担なし
- ・住民税課税世帯：1割負担

【対象とならない場合】 生活保護を受給している 等

○ ひとり親家庭等住宅費助成制度

➡**①**子ども子育て支援課手当医療係

【支給対象】

20歳未満の児童がいるひとり親家庭等の父、母または養育者でつぎのどちらも満たす方（所得制限あり）。

- ①民間の共同住宅等を借りて家賃を支払っている
- ②市内に6カ月以上在住している

【支給月額】

10,000円（家賃補助等で実際に支払っている金額が10,000円未満の場合はその相当額）

【対象とならない場合】

- ・UR都市機構・市営・都営・都民住宅・社員寮・社宅等に居住している
- ・生活保護を受給している
- ・心身障害者住宅費助成を受けることができる 等



● 養育費確保支援 →②子ども家庭支援センターひとり親支援担当

【対象者】

20歳未満の子を養育するひとり親等で、以下のすべてを満たす方

- ・ 養育費の取決めに係る経費を負担したこと
- ・ 養育費の取決めに係る債務名義（強制執行について取決めのある公正証書、調停調書、確定判決等の文書）を有していること
- ・ 養育費の対象となる子を養育していること
- ・ 過去に助成を受けていないこと

【対象経費】

以下で養育費を取決めた場合、申請者が負担した経費等の一部を補助します。

- ・ 公正証書
- ・ 調停、裁判
- ・ ADR（裁判外紛争解決手続）

【補助上限額】

上限43,000円

【申請期限】

- ・ 文書を作成した日から6か月以内
（またはADRによる合意が成立しなかったことが確定した日から6か月）

【注意事項】

領収書には、以下の記載が必要です。

- ・ 「申請者の氏名」
- ・ 「申請者が支払った額」
- ・ 「養育費分」に当たる費用の額（養育費以外についても取決めた場合）

8. 児童扶養手当受給者の優遇制度

児童扶養手当受給者（支給額が0円の方は対象外です）は、次の割引等が受けられます。
手続きの詳細は、児童扶養手当認定後にお送りするお知らせをご覧ください。

→①子ども子育て支援課手当医療係

○ 都営交通無料乗車券

【対象】

児童扶養手当受給者または受給者と住民票上の同一世帯員で、都営交通を利用する方のうち一人

【内容】

都営交通（都電・都バス・都営地下鉄）無料乗車券の発行が受けられます。

○ JR通勤定期乗車券の割引

【対象】

児童扶養手当受給者または受給者と住民票上の同一世帯員で、通勤定期券を必要とするすべての方

【内容】

『特定者用の通勤定期券』として通勤定期券を3割引で購入できます。

○ 市指定家庭ごみ処理袋無料引換券

【対象】

児童扶養手当受給者

【内容】

武蔵野市指定家庭ごみ処理袋の引換券を交付します。

○ 水道料金等の一部免除

【対象】

児童扶養手当受給者で、本人名義で水道料金等契約している方

【内容】

以下が免除されます。

- ・水道料金：基本料金と1か月10m³以下の水道使用量にかかる料金
- ・下水道料金：1か月10m³以下の汚水排出量にかかる料金

9. 子どもの保育・預け先について

● ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

➡②子ども家庭支援センターひとり親支援担当

【対象】

お子さん（小学3年生以下）を持つひとり親家庭の保護者で、①～⑤のうちいずれかに該当する方（④は小学生以下）。

- ① ひとり親家庭となって2年以内であるとき
- ② 技能習得のために職業能力開発施設等に通学しているとき
- ③ 就職活動等、自立促進のための活動を行っているとき
- ④ 一時的な疾病※、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校行事等、やむを得ないと市長が認める事由があるとき（入院時は利用できません）
- ⑤ 就業の事情により日常生活に支障があるとき

※一時的な疾病とは、治癒の見込みのある突発的な傷病等を指します。

【サービス内容】

- ・ 育児、保育園の送迎（送迎のみの利用は不可）
- ・ 食事の世話（調理は不可）
- ・ 住居の掃除、整理整頓
- ・ 衣類の洗濯、補修

※送迎は保育園のみです。幼稚園、学童、習い事等の送迎はできません。

【利用について】

❖利用限度

1日につき1回、原則として1カ月に12回以内。

❖利用時間帯

平日・土曜日	午前7時～9時、午後6時～10時
日・祝日	午前7時～午後10時

❖費用

区 分	負担額(1時間当たり)
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準世帯	150円
上記以外の世帯	300円

所得により費用負担があります。

※1時間単位で、1時間以上8時間以内。

※保育園・学童クラブ他、公的な預かりサービスが優先です。

※送迎等で交通費がかかる場合は、実費負担となります。

【事業者】

NPO法人保育サービスひまわりママ	☎0422-38-8830
公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター	☎0422-55-1231
株式会社ss-consul	☎03-5050-4326

【注意事項】

❖サービスは、事前登録制です。利用の可否、利用内容を決定させていただくため、登録前に母子・父子自立支援員との面談が必要です。

○ ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業

➡⑥子ども育成課管理担当

東京都の補助制度を活用し、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者に対して、ベビーシッター利用料の一部を助成します。※送迎は保育と一体的に行われる場合のみ対象（送迎のみは対象外）

【対象】

6歳年度末までの児童（未就学児童）

【助成上限】

児童一人当たり年度で144時間まで（ひとり親家庭等は年288時間まで）

【助成内容】

午前7時～午後10時まで：2,500円（税込）／1h

午後10時～午前7時まで：3,500円（税込）／1h

○ 病児・病後児保育

➡病児・病後児保育室プチあんず 境南町4-2-27 ☎0422-50-9774

➡病後児保育室ラポール※ 西久保2-1-10本忠ビル2階 ☎080-2826-5659

➡病児・病後児保育室いながき 吉祥寺南町5-3-9 ☎0422-76-7388

※令和8年4月27日より休止中。再開する際は市ホームページ等でお知らせします。

病氣中または病氣の回復期にあるが、保護者が不在のため自宅で療養できないお子さんをお預かりします。事前登録が必要です。

【対象】

- ・生後6か月から小学3年生までの児童
- ・病氣中または病氣の回復期にあって、医療機関等に入院治療の必要はないが集団生活が困難であり、かつ保護者が不在のため家庭で療養できない児童

【保育時間】

月曜日～金曜日（祝日、年末年始、夏休み、冬休みを除く）

午前8時～午後6時まで

○ 子育てショートステイ事業（宿泊型一時保育）

➡③子ども家庭支援センター子ども家庭相談担当

保護者が病気、出産、出張等で一時的にお子さんを養育できないときに、宿泊型の一時保育として短期間お預かりします。

【対象】 満2歳から小学6年生まで

【費用】 1泊 2000円 ※保護者の所得により減免制度あり
食事代（1食500円）、通学費・交通機関利用等は実費負担

【利用日数】 年14日、1回7泊まで

○ ファミリー・サポート・センター

➡ファミリー・サポート・センター ☎0422-30-8077

子育てのお手伝いをしてほしい方（ファミリー会員）と、お手伝いをしてくださる方（サポート会員）の、地域のなかの支え合いの活動です。会員登録が必要です。

【対象】 生後6か月から小学6年生まで
※生後3か月から6か月未満のお子さんについては要相談

【利用料金（1時間あたり）】

時間	月～金	土日祝
午前7時～9時	900円	1,000円
午前9時～午後6時	800円	900円
午後6時～8時	900円	1,000円

※別途、病児・病後児の預かりサービスもあります。
（要会員登録、事前打ち合わせ、料金別）

○ 特定非営利活動法人（NPO法人）・その他団体

➡NPO法人保育サービスひまわりママ ☎0422-38-8830
➡公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター ☎0422-55-1231
➡株式会社ss-consul ☎03-5050-4326

保育園などへの送迎、簡単な家事、さまざまなサービスを行っています。

○ 保育所・幼稚園等に関する相談

→⑥子ども育成課保育コンシェルジュ

○ 小学生の学童や遊び場に関する相談

→⑦児童青少年課学童・地域子ども館担当

10. 子どもの学習支援

○ 学習支援事業

→⑨生活福祉課生活相談係

経済的に困窮する家庭のうち、学習支援が必要な児童に、少人数制の補習教室を市内3か所で実施しています。

【対象】

以下のいずれかの世帯の小学3年～6年生、中学1～3年生

- ・生活保護受給世帯
- ・児童扶養手当支給世帯
- ・生活困窮世帯 ※収入・世帯要件あり。お問合せ下さい。

【費用】 無料

対象	科目	会場
小学3～6年生	国語・算数・英語	吉祥寺教室・西久保教室・桜堤教室
中学1～3年生	国語・数学・英語	

● ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業

→②子ども家庭支援センターひとり親支援担当

ご自宅に学習支援員がうかがい、学習支援と合わせ、子どもの心に寄り添った生活支援を行います。保護者の方の相談もお受けします（所得制限あり）。

【対象】

ひとり親家庭の児童であって、以下の条件をすべて満たす方

- ① 児童扶養手当を受給している（または同様の所得水準）世帯の児童
- ② 小学4年生～中学2年生までの児童
- ③ 市が実施する他の学習支援事業を受けていないこと

【受講回数】 年間34回（月4回程度）、1回2時間以内

【費用】 無料

【場所】 受講者の自宅

【内容】 希望科目（国語、算数・数学、英語）

【受講期間】 毎年6月～2月頃

【募集期間】 毎年3月～4月頃 ※児童扶養手当受給世帯には郵送

11. 子どもの学費のこと ～免除・減額・給付など～

○ 小・中学に関する市の就学援助

→⑫教育支援課学務係

経済的にお困りの方に対し、学用品費等、小中学校でかかる費用の一部を援助します（所得制限あり）。

- ・就学援助費制度【市立・都立・国立小中学校】（授業料以外の教育費）
- ・特別支援教育就学奨励費制度【市立小中学校の特別支援学級】
（通学費・通級費は所得制限なし）

○ 高校に関する市の給付

→⑫教育支援課学務係

高校生のいる世帯に対し、教育に係る負担の軽減を図るために給付金を支給します（所得制限あり）。

- ・高等学校等入学準備金【中学3年生】（60,000円）
- ・高等学校等修学給付金（33,300～50,000円／年）

○ 社会福祉協議会における支援事業

→武蔵野市民社会福祉協議会 ☎0422-23-0701

【対象】

ひとり親家庭等医療費助成制度（㊟医療証）の対象世帯

- ・高校生教材代の助成（30,000円／年）
- ・むさしのジャンボリー参加費の助成【小学4～6年生】（参加費相当額）
- ・小学校入学祝金の贈呈【次年度に小学校に入学する児童】（20,000円）

○ 国立・公立（都立）高校向け

【授業料】高等学校等就学支援金制度（国の助成）…①

【授業料以外の教育費】

- ・高校生等奨学給付金（国の助成、所得制限あり）
- ・東京都立学校等給付型奨学金（都の助成、所得制限あり）

➡高校または以下へお問合せください

東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課
☎03-5320-7862

○ 私立高校向け

【授業料】高等学校等就学支援金制度（国の助成）…①

➡高校または以下へお問合せください

（公財）東京都私学財団東京都私学就学支援金センター就学支援金担当
☎03-6743-5011

【授業料】私立高等学校等授業料軽減助成金（都の助成）…②

【授業料以外の教育費】高校生等奨学給付金（国の助成、所得制限あり）

➡高校または以下へお問合せください

（公財）東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター授業料軽減・給付金担当
☎03-5206-7925

[授業料の助成上限額 ※在学校の授業料が上限]

①就学支援金 （国の助成）	②授業料軽減助成金 （都の助成）
45万7,200円(上限額)	4万3,800円(上限額)



（令和8年4月1日現在）

○ 日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金 ～高等教育の修学支援新制度～ （大学・専門学校等向け）

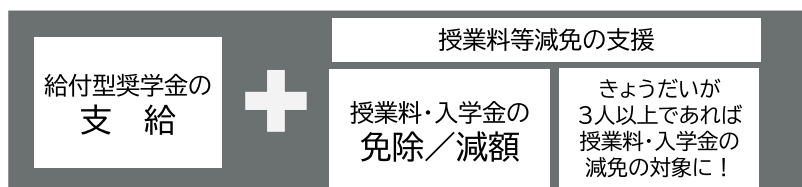


⇒日本学生支援機構奨学金相談センター

☎0570-666-301

（一部IP電話からは☎03-6743-6100）

経済的理由で修学が困難な優れた学生等に学資の給付を行っています。



【要件】

- ・世帯収入などの要件を満たしていること
- ・進学先で学ぶ意欲があること 等

【住民税非課税世帯＜満額支給＞支援額例】

支 援 額	給付型奨学金	約46万円／年	
	授業料	上限	約70万円／年
	入学金	上限	約26万円／年

case 1 私立大学に
自宅から通う場合

支 援 額	給付型奨学金	約46万円／年	
	授業料	上限	約59万円／年
	入学金	上限	約16万円／年

case 2 私立専門学校に
自宅から通う場合

（令和8年4月1日現在）

【進学資金シュミレーター】

どのくらいの収入の世帯が対象となるか、
どのくらいの給付型奨学金が受けられるか
をシュミレーションすることができます。



12. 子どもの学費のこと ~貸付~

● 母子および父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）

➡②子ども家庭支援センターひとり親支援担当

母子家庭や父子家庭の児童が、高校・大学・高等専門学校・短期大学・専修学校等へ進学するために必要な資金を貸付けます。

【対象者】

母子または父子家庭で、以下をすべて満たす方

- ・20歳未満の子を扶養している
（20歳未満の子がいない母子家庭は、女性福祉資金の対象）
- ・入学する学校が決まっている（見込みも含む）
- ・将来返済できる見込みがある
（外国籍の方は、永住資格があり、返済完了まで永住する見込みがある方に限る）
- ・事前相談している（志望校が決まった段階で、来所相談してください）
- ・原則、連帯保証人となる方がいる

【利子】 無利子

【連帯保証人】

- ・一定の職業をもち独立の生計を営んでいる（母または父とは別世帯である）
- ・3親等以内の親族（左記以外の場合、居住が関東近県であること）
- ・返済終了時に70歳を越えない年齢
- ・貸付金をすべて返済できるだけの所得がある

【申請】

- ・事前相談が必要です。必ず支払い前に事前にご相談ください。
- ・ご希望の方は、電話で母子・父子自立支援員との面談を予約の上、子ども家庭支援センターへお越しください。審査および交付に時間がかかりますので、余裕をもってご相談ください。

【注意事項】

修学支援新制度等の授業料等減免に伴う還付金や給付型奨学金が支払われた際は、それぞれの支払いを受けた日から6か月以内に償還していただく必要があります。

○ 生活福祉資金貸付事業

➡武蔵野市民社会福祉協議会 ☎0422-23-0701

世帯収入が基準以内の場合等に、高校・高等専門学校・短期大学・大学・専修学校等へ進学するために必要な資金の貸付を行っています。

○ 受験生チャレンジ支援貸付事業

※高校・大学などに進学すると返済が免除になります

➡武蔵野市民社会福祉協議会 ☎0422-23-0701

高校、大学受験に向けた学習塾などにかかる費用および受験料を無利子で融資します。

【対象】

中学3年生または高校3年生（浪人生含む、所得制限・資産要件等あり）

【貸付金額】

学習塾等の受講料	30万円
受験料	高校受験:2万7,400円 大学受験:12万円



○ 東京都育英資金貸付事業

➡（公財）東京都私学財団 育英資金担当 ☎03-5206-7929

高等学校、高等専門学校または専修学校（高等課程・専門課程）に通う子どもの授業料の貸付を行っています（所得制限あり、無利子）。

在学生対象の「一般募集」と家計の急変があり修学困難になった方対象の「特別募集」、進学希望者（中学3年生）対象の「予約募集」があります。

○ 日本学生支援機構（JASSO）の奨学金 「第一種・第二種」（高校3年～）

➡日本学生支援機構奨学金相談センター
☎0570-666-301

大学・短大・専修学校等に通う子どもを対象とした貸付を行っています。

「第一種」は無利子、「第二種」は有利子です。

在学する方を対象とするものと、進学を予定している方（高等学校3年生）を対象とするものがあります。

○ 日本政策金融公庫（国の教育ローン）

➡教育ローンコールセンター☎0570-00-8656
または☎03-5321-8656

家計の教育費の負担を軽減し、子どもたちの進学・在学を応援するために設けられている日本政策金融公庫が行う公的な融資制度で、長期固定金利でいつでも必要なときに申し込むことができます。

【融資限度額】

350万円（一定の要件に該当する場合は、上限450万円）

13. お金の困りごと ～貸付～

● 母子および父子福祉資金（転宅・技能習得・就職支度など）

➡②子ども家庭支援センターひとり親支援担当

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の方が、経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。

【対象】

母子または父子家庭で、以下をすべて満たす方。

- ・都内に6か月以上住んでいる（転宅資金※は除く）。
- ・20歳未満の子を扶養している（20歳未満の子がいない母子家庭は、女性福祉資金の対象）
- ・将来返済できる見込みがある
（外国籍の方は、永住資格があり、返済完了まで永住する見込みがある方に限る）
- ・事前相談している（契約や支払い前に、来所相談してください）
- ・原則、連帯保証人となる方がいる

【内容】

転宅・技能習得・修業・就職支度・事業開始などに必要な資金をお貸しします。

【利子】 無利子または有利子（年1％）

【連帯保証人】

- ・一定の職業をもち独立の生計を営んでいる（母または父とは別世帯である）
- ・3親等以内の親族（左記以外の場合、居住が関東近県であること）
- ・返済終了時に70歳を越えない年齢
- ・貸付金をすべて返済できるだけの所得がある

【申請】

- ・事前相談が必要です。必ず支払い・契約前に事前にご相談ください。
- ・ご希望の方は、電話で母子・父子自立支援員との面談を予約の上、子ども家庭支援センターへお越しください。審査および交付に時間がかかりますので、余裕をもってご相談ください。

※転宅資金のご相談・ご申請は、新居住地の各窓口です。

● 女性福祉資金

➡②子ども家庭支援センターひとり親支援担当

【対象】

都内に6か月以上お住まい（子の学費・転宅資金※は除く）の配偶者がいない女性で、次のいずれかに該当する方

- ・親、子、兄弟姉妹などを扶養している（所得制限なし）
- ・年間所得が203万6,000円以下で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことのある方または婚姻歴のある40歳以上の方
- ・将来返済できる見込みがある
（外国籍の方は、永住資格があり、返済完了まで永住する見込みがある方に限る）
- ・事前相談している（契約や支払い前に、来所相談してください）
- ・原則、連帯保証人となる方がいる

【内容】

学費・転宅・技能習得・修業・就職支度・事業開始などに必要な資金をお貸しします。

【利子】 無利子または有利子（年1％）

【連帯保証人】

- ・一定の職業をもち独立の生計を営んでいる（借受人とは別世帯である）
- ・3親等以内の親族（左記以外の場合、居住が関東近県であること）
- ・返済終了時に70歳を越えない年齢
- ・貸付金をすべて返済できるだけの所得がある

【申請】

- ・事前相談が必要です。必ず支払い・契約前に事前にご相談ください。
- ・ご希望の方は、電話で女性相談支援員との面談を予約の上、子ども家庭支援センターへお越しください。審査及び交付に時間がかかりますので、余裕をもってご相談ください。

※転宅資金のご相談・ご申請は、新居住地の各窓口です。

○ 生活福祉資金貸付事業

→武蔵野市民社会福祉協議会 ☎0422-23-0701

一定の理由で経済的な支援を必要とする世帯に対し、資金を貸付します。
(所得制限あり)

※世帯の収入や生活状況などによって要件が異なります。

【内容】

福祉資金	住居の移転等に必要な経費、葬祭時に必要な経費など
緊急小口資金	医療費、初回給与支給までの生活費など



14. 住まいのこと

○ ひとり親家庭等住宅費助成制度

➡「助成制度」P.10

○ 住宅の相談

➡⑩住宅対策課公営住宅等担当

福祉型住宅 (ひとり親世帯用・ 子育て世帯用)	【対象】 市内に3年以上在住（所得制限あり）など 【戸数】 ひとり親世帯用：9戸 子育て世帯用：10戸 【選考】 ひとり親世帯用：住宅困窮度順による選考 子育て世帯用：抽選 【募集】 不定期
市営住宅	【対象】 市内に1年以上在住（所得制限あり）など 【戸数】 4住宅110戸 【選考】 抽選（ひとり親世帯は優遇倍率あり） 【募集】 不定期
都営住宅	【対象】 都内在住年数要件あり、所得制限ありなど 【選考】 抽選（5・11月） 困窮度順による選考（8・2月）
民間賃貸住宅入居 支援（あんしん住ま い推進事業）	住宅確保要配慮者の方が住み慣れた地域で暮らすために、市内の民間賃貸住宅への入居支援を行います。 ※あんしん住まい推進事業は令和8年9月で終了し、10月から新たな住まいの相談制度を開始します。詳しくは市ホームページ等でお知らせします。

15. 仕事のこと

● 母子・父子自立支援プログラム策定等事業

➡②子ども家庭支援センターひとり親支援担当

ひとり親家庭の母又は父が、安定した収入を得て自立するため、個々の状況に応じた就労支援を実施しています。

就職や転職を考えている場合、ハローワーク三鷹の就職支援ナビゲーターと連携して、就職活動を支援します。

【対象】

次のいずれかに該当する方

- ・20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の母または父（生活保護受給者を除く）
- ・配偶者からの暴力の被害者であって、将来においてひとり親家庭の親になることが見込まれる方

【支援の流れ】

- ①申込み
- ②母子・父子自立支援員との面談
- ③母子・父子自立支援プログラムの策定
- ④関係機関と連携した支援

● 自立支援教育訓練給付金

→②子ども家庭支援センターひとり親支援担当

ひとり親家庭の母または父が、市の指定を受けて教育訓練講座を受講し、修了した場合に、支払った受講経費の最大6割を支給する制度です。

※受講前に、母子・父子自立支援員との面談（予約制）が必要。

【対象】

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべてに当てはまる方

- ①児童扶養手当の受給を受けているか、同様の所得水準の方
- ②当該教育訓練を受けることが適職につくために必要と認められる方
- ③過去にこの給付金を受給していない方

【対象になる講座】

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座



【申請方法】

相談と申請のために、複数回の来所面談が必要です。必ず講座の申込前にご相談ください。

※講座の申込前に市の指定を受けないと、給付金は支給されません。

【支給額】

支払った受講経費の60%（下限1万2,001円、上限20万円）を受講修了後に支給します。

※専門実践教育訓練は、修業年数×40万円が限度（上限額160万円）

※雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある方については、教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

● 高等職業訓練促進給付金

➡②子ども家庭支援センターひとり親支援担当

ひとり親家庭の母または父が、就業に有利な資格を取得するために養成機関で受講する際に、修業している間の生活費の負担軽減を図るため、その修業期間（上限4年）において高等職業訓練促進給付金を支給します。さらに受講修了者には高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

※受講前に、母子・父子自立支援員との面談（予約制）が必要

【対象】

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の母または父で、次のすべてに当てはまる方

- ①児童扶養手当の受給を受けているか、同様の所得水準
- ②養成機関において6か月以上の課程を修業し対象資格の取得が見込まれる
- ③就業または育児と修業の両立が明らかに困難であると認められる
- ④原則として養成機関へ通学している
※オンライン学習での受講はご相談ください
- ⑤過去にこの給付金を受給していない

【対象資格】

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師等の国家資格、デジタル分野等の民間資格

※デジタル分野においては経験の有無等も含めた審査を行います。

【支給額】

	非課税世帯	課税世帯
高等職業訓練促進給付金	月額10万円 （最終学年の1年間は14万円）	月額7万500円 （最終学年の1年間は11万500円）
高等職業訓練修了支援給付金	5万円	2万5,000円

【申請方法】

- ・必ず講座の申込み前にご相談ください。
- ・相談と申請のために複数回の来所面談が必要です。
- ・審査の結果、支給できない場合もあります。

● 高卒認定試験合格支援給付金

→②子ども家庭支援センターひとり親支援担当

高校卒業程度認定試験合格のための講座の受講開始時、受講修了時および高校卒業程度認定試験に合格した時に、支払った経費の一部を支給します。※受講前に、母子・父子自立支援員との面談（予約制）が必要。

【対象】

20歳未満のお子さんを扶養しているひとり親家庭の母または父、もしくは子ども（ひとり親の母または父からの扶養を受けている20歳未満の子ども）で、次のすべてに当てはまる方

- ①母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立を図るための活動を行う方
- ②高校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められた方
- ③高等学校を卒業していない方
- ④大学入学資格を取得していない方
- ⑤過去にこの給付金を受給していない方

【対象講座】

高校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

【支給額】

給付金の種類	内 容	上限額 (通信)	上限額 (通学／通学と通信の併用)
①受講開始時給付金	入学金、受講料等の40%を支給	10万円	20万円
②受講修了時給付金	入学金、受講料等の50%から①で支給した金額を差し引いた額を支給	①②を合計して12万5,000円	①②を合計して25万円
③合格時給付金	入学金、受講料等の10%を支給 ※受講修了日から2年以内に、高卒認定試験の全科目に合格した場合	①②③を合計して15万円	①②③を合計して30万円

※①②は、4,000円未満の場合は支給できません。

【申請方法】

- 必ず講座の申込前にご相談ください。
- 相談と申請のために、複数回の来所面談が必要です。
- ※講座の申込前に市の指定を受けないと、給付金は支給されません。

○ ハローワーク三鷹

☎0422-47-8609

仕事を探している方へ求人情報や就職に関するセミナー・面接会の情報を提供する職業相談・紹介を行う国の施設です。

○ マザーズハローワーク

東京 ☎03-5728-8609

立川 ☎042-529-7465

子育てをしながら就職を希望する方の就労支援を行っている専門のハローワークです。専門スタッフによるきめ細やかな職業相談、応募書類（履歴書・職務経歴書）作成のアドバイスや面接対策を行っています。お子さん連れでも安心してご利用いただけるよう、キッズスペースがあります。

○ はあと多摩（東京都ひとり親家庭支援センター）

☎042-506-1182

ひとり親家庭の仕事に関する相談を行っています。職業紹介、適職診断ツールを用いた個別相談、就業支援講習会（コミュニケーション、キャリアデザイン、就職活動の進め方、ひとり親家庭の母・父対象パソコン講習会など）を行っています。

○ 東京都女性しごと応援テラス

☎03-5211-2855

結婚や出産、育児・介護等で離職した女性など、家庭と両立して働きたい方の再就職等を応援する専用窓口です。

16. 外国にルーツがある方への支援

○ MIA（武蔵野市国際交流協会）

☎0422-56-2922
火～土（祝日除く） 9:00～17:00

結婚、離婚、在留資格に関する相談、仕事上のトラブル、心の悩みなどを弁護士、精神科医など専門家に相談できます。18言語の通訳つきで、在住外国人の相談に対応しています。

○ 外国人在留総合インフォメーションセンター

☎0570-013904（IP電話・海外 ☎03-5796-7112）
月～金（祝日・年末年始除く） 8:30～17:15

出入国在留管理庁では、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに対応するために、「外国人在留総合インフォメーションセンター」を設置しています。

○ FRESC（外国人在留支援センター）

☎0570-011000（IP電話・海外 ☎03-5363-3013）
月～金（祝日・年末年始除く） 9:00～17:00

日本に在留する外国人や外国人を雇用する企業をサポートするため、出入国在留管理庁が開設した総合的な支援施設です。在留資格、労働問題、就職支援、人権問題など、外国人の生活や就労に関わる複数の窓口が一箇所に集まっています。多言語での案内や通訳サポートを行っています。

○ 日本司法支援センター（法テラス）多言語情報提供サービス

☎0570-078377（IP電話 ☎050-3754-5430）
月～金（祝日除く） 9:00～17:00

日本司法支援センター（法テラス）は、国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所です。お困りの内容に応じて、解決に役立つ日本の法制度や弁護士会などの相談窓口を無料で紹介します。

Support for people with roots in foreign

○ MIA (Musashino International Association)

TEL: 0422-56-2922

TUE-SAT 9:00~17:00

(Closed on SUN, MON and Public Holidays)

At MIA, lawyers, psychiatrists and other specialists are available for consultation, for foreign residents who might have legal problems concerning marriage, divorce, visa status, workplace, or who might be experiencing mental health issues such as stress and insomnia. MIA provides consultation services for foreign residents with interpreters in 18 languages.

○ Foreign Residents Information Center

(Immigration Services Agency of Japan)

TEL: 0570-013904 (IP, from overseas : 03-5796-7112)

MON-FRI 8:30~17:15

(Closed on SAT, SUN and Public Holidays, and year-end and New Year holidays)

The Immigration Services Agency of Japan has established the "Foreign Residents Information Center" to inform and advice foreign nationals. Information concerning procedures for entry and stay for foreign nationals is given over the phone.

○ FRESC (Foreign Residents Support Center)

TEL: 0570-011000 (IP, from overseas : 03-5363-3013)

MON-FRI 9:00~17:00

(Closed on SAT, SUN and Public Holidays, and year-end and New Year holidays)

There are eight service counters on one floor. You can take advantage of consultation services concerning visa status as well as employment for foreign residents, including international students. The center also offers consultations for businesses that employ foreign residents. There are staff members who speak, Japanese, English and Chinese at the reception desk. Multilingual information is also available via a tablet.

○ Japan Legal Support Center (Houterasu)

Multilingual Information Service

TEL: 0570-078377 (IP : 050-3754-5430)

MON-FRI 9:00~17:00

(Closed on SAT, SUN and Public Holidays)

We provide information on the Japanese legal system, bar associations and relevant organizations at no cost. The information you provide will be kept strictly confidential. All personal information will be managed accordingly. The conversation will be recorded to improve the quality of our service.

17. その他 情報サイト

○ シングルママ・シングルパパ くらし応援ナビTokyo

都内に住むひとり親や、これからひとり親になる方・なるかもしれない方に向けて東京都が開設している情報サイトです。東京都や区市町村など、さまざまな実施主体が行うひとり親家庭への支援施策の情報を、まとめて見ることができます。



○ しんぐるまざあず・ふぉーらむ

1980年発足のシングルマザー（ひとり親）を支援する認定NPO法人です。



○ ひとり親家庭のためのポータルサイト

令和8年4月施行の改正民法による新しいルールやひとり親家庭への支援施策を紹介する、子ども家庭庁が開設する情報サイトです。



○ あなたの支え

～シングルマザー・ファザーの暮らし応援サイト～

シングルマザー・シングルファザーと子どもたちの、暮らしに役立つさまざまな支援の情報を掲載する、子ども家庭庁が開設している情報サイトです。



○ 東京都ひとり親家庭福祉協議会（ひとり親Tokyo）

都内の母子・父子および寡婦の福祉増進を図るために、地区のひとり親の会（地区会）や全国の団体との連携により行事や相談などさまざまな活動を行っています。





ひとり親家庭のための相談

母子・父子自立支援員がひとり親家庭の育児、就業、生活などのさまざまな問題についてご相談をお受けします。また、離婚を考えている方などのご相談にも応じます。

- ❖ 子ども子育て支援課子ども家庭支援センターひとり親支援担当
 - ❖ 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始は休み）
 - ❖ 武蔵野市役所 3階 子ども子育て支援課内
- ☎ 0422-60-1850
✉ sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp



令和8年7月改訂